

世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢(下院)

- ・列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union) のウェブサイト (<http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp>) を中心に調査を行い、併せて他のウェブサイト及び各種資料を参考にした。
- ・国名の左に「\*」を付した国は、直接選挙を採用していない。議席の一部でも直接選挙により選出されている場合は直接選挙採用国として扱った。
- ・「-」はデータが不明又は規定がないことを示す。

	選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権
アイスランド	18	18	サモア	21	21	バハマ	18	21
アイルランド	18	21	サンマリノ	18	25	バプア・ニューギニア	18	25
アゼルバイジャン	18	25	サントメ・プリンシペ	18	18	バラオ	18	25
アフガニスタン	18	25	ザンビア	18	21	パラグアイ	18	25
アメリカ合衆国	18	25	シエラレオネ	18	21	バルバドス	18	21
*アラブ首長国連邦	25	25	ジブチ	18	23	パレスチナ	18	30
アルジェリア	18	28	ジャマイカ	18	21	ハンガリー	18	18
アルゼンチン	18	25	シリア	18	25	バングラデシュ	18	25
アルバニア	18	18	シンガポール	21	21	東ティモール	17	17
アルメニア	18	25	ジンバブエ	18	21	フィジー諸島(※5)	21	21
アンゴラ	18	35	スイス	18	18	フィリピン	18	25
アンティグア・バーブーダ	18	21	スウェーデン	18	18	フィンランド	18	18
アンドラ	18	18	スーダン	17	21	ブータン	21	25
イエメン	18	25	スペイン	18	18	ブラジル	(※6) 16	21
イギリス	18	18	スリナム	18	21	フランス	18	23
イスラエル	18	21	スリランカ	18	18	ブルガリア	18	21
イタリア	18	25	スロバキア	18	21	ブルキナファソ	18	21
イラク	18	30	スロベニア	18	18	ブルンジ	18	25
イラン	18	(※1) 30	スワジランド	18	18	ベトナム	18	21
インド	18	25	セーシェル	18	18	ベナン	18	25
インドネシア	(※2) 17	21	赤道ギニア	18	25	ベネズエラ	18	21
ウガンダ	18	18	セネガル	18	25	ベラルーシ	18	21
ウクライナ	18	21	セルビア	18	18	ベリーズ	18	18
ウズベキスタン	18	25	セントクリストファー・ネイビス	18	21	ベルー	18	25
ウルグアイ	18	25	セントビンセント・グレナディーン	18	21	ベルギー	18	21
エクアドル	18	30	セントルシア	18	21	ボネラント	18	21
エジプト	18	30	*ソマリア	-	-	ボスニア・ヘルツェゴビナ	18	18
エストニア	18	21	ソロモン諸島	18	21	ボツワナ	18	21
エチオピア	18	21	タイ(※3)	18	25	ボリビア	18	25
*エリトリア	-	-	大韓民国	19	25	ボルトガル	18	18
エルサルバドル	18	25	台湾	20	23	香港	18	21
オーストラリア	18	18	タジキスタン	18	18	ホンジュラス	18	21
オーストリア	18	19	タンザニア	18	21	マーシャル諸島	18	21
オマーン	21	30	チェコ	18	21	マケドニア	18	18
オランダ	18	18	チャド	18	25	マダガスカル	18	21
ガーナ	18	21	中央アフリカ	18	25	マラウイ	18	21
ガイアナ	18	18	*中華人民共和国	18	18	マリ	18	21
カザフスタン	18	25	チュニジア	20	23	マルタ	18	18
*カタール	-	24	朝鮮民主主義人民共和国	17	17	マレーシア	21	21
カナダ	18	18	チリ	18	21	ミクロネシア	18	30
カーボヴェルデ	18	18	ツバル	18	21	南アフリカ	18	18
ガボン	21	28	デンマーク	18	18	メキシコ	18	21
カメルーン	20	23	ドイツ	18	18	モーリシャス	18	18
ガンビア	18	21	トーゴ	18	25	モーリタニア	18	25
カンボジア	18	25	ドミニカ	18	21	モザンビーク	18	18
ギニア	18	25	ドミニカ共和国	(※4) 18	25	モナコ	18	25
ギニアビサウ	18	21	トリニダード・トバゴ	18	18	モルディブ	21	25
キプロス	18	25	トルクメニスタン	18	25	モルドバ	18	18
キューバ	16	18	トルコ	18	30	モロッコ	20	23
ギリシャ	18	25	トンガ	21	21	モンゴル	18	25
キリバス	18	21	ナイジェリア	18	30	モンテネグロ	18	18
キルギス共和国	18	25	ナウル	20	20	ヨルダン	18	30
グアテマラ	18	18	ナミビア	18	21	ラオス	18	21
クウェート	21	30	ニカラグア	16	21	ラトビア	18	21
グルジア	18	25	ニジェール	18	25	リトアニア	18	25
グレナダ	18	18	日本	20	25	リビア	18	18
クロアチア	18	18	ニュージーランド	18	18	リヒテンシュタイン	20	20
ケニア	18	21	ネパール	18	25	リベリア	18	25
コートジボワール	21	23	ノルウェー	18	18	ルーマニア	18	23
コスタリカ	18	21	バーレーン	20	20	ルクセンブルク	18	18
コモロ	18	30	ハイチ	18	25	ルワンダ	18	21
コロンビア	18	25	パキスタン	21	25	レソト	18	21
コンゴ共和国	18	25	パナマ	18	21	レバノン	21	25
コンゴ民主共和国	18	25	バヌアツ	18	25	ロシア	18	21
*サウジアラビア	-	30						

※1 イランでは、被選挙権年齢は30歳以上75歳以下である。  
 ※2 インドネシアでは、結婚している者には年齢にかかわらず選挙権が与えられる。  
 ※3 タイでは、2006年9月のクーデターにより、二院制議会を定めた憲法が廃止され、現在は暫定議会となっている。  
 ※4 ドミニカ共和国では、結婚している者には年齢にかかわらず選挙権が与えられる。  
 ※5 フィジー諸島では、2006年12月のクーデターにより、議会が解散されている。  
 ※6 ブラジルでは、18歳で選挙人として職権登録されるが、16歳から任意登録が可能である。

### 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢(上院)

- ・列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union) のウェブサイト (<http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp>) を中心に調査を行い、併せて他のウェブサイト及び各種資料を参考にした。
- ・国名の左に「\*」を付した国は、直接選挙を採用していない。議席の一部でも直接選挙により選出されている場合は直接選挙採用国として扱った。
- ・「-」はデータが不明又は規定がないことを示す。

	選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権
* アイルランド	18	21	チリ	18	40
* アフガニスタン	-	35	* ドイツ	-	18
アメリカ合衆国	18	30	ドミニカ共和国	18	25
* アルジェリア	-	40	* トリニダード・トバゴ	-	25
アルゼンチン	18	30	ナイジェリア	18	35
* アンティグア・バーブーダ	-	21	* ナミビア	18	21
* イエメン	-	-	日本	20	30
* イギリス	-	21	* バーレーン	-	-
イタリア	25	40	ハイチ	18	30
* インド	25	30	* パキスタン	-	30
* ウズベキスタン	-	-	* バハマ	-	30
ウルグアイ	18	30	パラオ	18	25
エジプト	18	35	パラグアイ	18	40
* エチオピア	18	21	* バルバドス	-	21
オーストラリア	18	18	* フィジー諸島(※3)	-	-
* オーストリア	-	21	フィリピン	18	35
* オマーン	-	40	ブラジル	(※4) 16	35
* オランダ	-	18	* フランス	18	30
* カザフスタン	18	30	* ブルンジ	18	35
* カナダ	-	(※1) 30	* ベラルーシ	-	30
* ガボン	-	40	* ベリーズ	-	18
* カンボジア	-	40	ベルギー	18	21
* グレナダ	-	18	ポーランド	18	30
コロンビア	18	30	* ボスニア・ヘルツェゴビナ	18	18
* コンゴ共和国	-	-	ボリビア	18	35
* コンゴ民主共和国	-	30	* マダガスカル	-	-
* ジャマイカ	-	21	* マレーシア	-	30
ジンバブエ	18	40	* 南アフリカ	-	18
スイス	州による	州による	メキシコ	18	25
* スーダン	21	-	* モーリタニア	-	35
スペイン	18	18	* モロッコ	-	30
スロベニア	18	18	* ヨルダン	-	40
* スワジランド	-	18	リベリア	18	30
* セントルシア	-	21	ルーマニア	18	33
タイ(※2)	18	40	* ルワンダ	-	40
* タジキスタン	-	-	* レソト	-	21
チェコ	18	40	* ロシア	-	-
* チュニジア	-	40			

- ※1 カナダでは、被選挙権年齢は30歳以上75歳以下である。  
 ※2 タイでは、2006年9月のクーデターにより、二院制議会を定めた憲法が廃止され、現在は暫定議会となっている。  
 ※3 フィジー諸島では、2006年12月のクーデターにより、議会が解散されている。  
 ※4 ブラジルでは、18歳で選挙人として職権登録されるが、16歳から任意登録が可能である。

### 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢(二院制国家)

- ・ 列国議会同盟(Inter-Parliamentary Union)のウェブサイト(<http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp>)を中心に調査を行い、併せて他のウェブサイト及び各種資料を参考にした。
- ・ 議席の一部でも直接選挙により選出されている場合は直接選挙採用国として扱った。
- ・ 「-」はデータが不明又は規定がないことを示す。

(両院とも直接選挙を採用している国)

	下院		上院	
	選挙権	被選挙権	選挙権	被選挙権
アメリカ合衆国	18	25	18	30
アルゼンチン	18	25	18	30
イタリア	18	25	25	40
ウルグアイ	18	25	18	30
エジプト	18	30	18	35
オーストラリア	18	18	18	18
コロンビア	18	25	18	30
ジンバブエ	18	21	18	40
スイス	18	18	州による	州による
スペイン	18	18	18	18
タイ(※1)	18	25	18	40
チェコ	18	21	18	40
チリ	18	21	18	40
ドミニカ共和国(※2)	18	25	18	25
ナイジェリア	18	30	18	35
日本	20	25	20	30
ハイチ	18	25	18	30
パラオ	18	25	18	25
パラグアイ	18	25	18	40
フィリピン	18	25	18	35
ブラジル(※3)	16	21	16	35
ベルギー	18	21	18	21
ポーランド	18	21	18	30
ボリビア	18	25	18	35
メキシコ	18	21	18	25
リベリア	18	25	18	30
ルーマニア	18	23	18	33

(上院では直接選挙を採用していない国)

	下院		上院			下院		上院	
	選挙権	被選挙権	選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権	選挙権	被選挙権
アイルランド	18	21	18	21	タジキスタン	18	18	-	-
アフガニスタン	18	25	-	35	チュニジア	20	23	-	40
アルジェリア	18	28	-	40	ドイツ	18	18	-	18
アンティグア・バーブーダ	18	21	-	21	トリニダード・トバゴ	18	18	-	25
イエメン	18	25	-	-	ナミビア	18	21	18	21
イギリス	18	18	-	21	バーレーン	20	20	-	-
インド	18	25	25	30	パキスタン	21	25	-	30
ウズベキスタン	18	25	-	-	バハマ	18	21	-	30
エチオピア	18	21	18	21	バルバドス	18	21	-	21
オーストリア	18	19	-	21	フィジー諸島(※5)	21	21	-	-
オマーン	21	30	-	40	フランス	18	23	18	30
オランダ	18	18	-	18	ブルンジ	18	25	18	35
カザフスタン	18	25	18	30	ベラルーシ	18	21	-	30
カナダ	18	18	-	(※4) 30	ベリーズ	18	18	-	18
ガボン	21	28	-	40	ボスニア・ヘルツェゴビナ	18	18	18	18
カンボジア	18	25	-	40	マダガスカル	18	21	-	-
グレナダ	18	18	-	18	マレーシア	21	21	-	30
コンゴ共和国	18	25	-	-	南アフリカ	18	18	-	18
コンゴ民主共和国	18	25	-	30	モリタニア	18	25	-	35
ジャマイカ	18	21	-	21	モロッコ	20	23	-	30
スーダン	17	21	21	-	ヨルダン	18	30	-	40
スロベニア	18	18	18	18	ルワンダ	18	21	-	40
スワジランド	18	18	-	18	レソト	18	21	-	21
セントルシア	18	21	-	21	ロシア	18	21	-	-

※1 タイでは、2006年9月のクーデターにより、二院制議会を定めた憲法が廃止され、現在は暫定議会となっている。

※2 ドミニカ共和国では、結婚している者には年齢にかかわらず選挙権が与えられる。

※3 ブラジルでは、18歳で選挙人として職権登録されるが、16歳から任意登録が可能である。

※4 カナダでは、被選挙権年齢は30歳以上75歳以下である。

※5 フィジー諸島では、2006年12月のクーデターにより、議会が解散されている。

世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢(一院制国家)

- ・ 列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union) のウェブサイト (<http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp>) を中心に調査を行い、併せて他のウェブサイト及び各種資料を参考にした。
- ・ 国名の左に「\*」を付した国は、直接選挙を採用していない。議席の一部でも直接選挙により選出されている場合は直接選挙採用国として扱った。
- ・ 「-」はデータが不明又は規定がないことを示す。

	選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権
アイスランド	18	18	サンマリノ	18	25	パナマ	18	21
アゼルバイジャン	18	25	サントメ・プリンシペ	18	18	バヌアツ	18	25
* アラブ首長国連邦	25	25	ザンビア	18	21	バブア・ニューギニア	18	25
アルバニア	18	18	シエラレオネ	18	21	バレスチナ	18	30
アルメニア	18	25	ジブチ	18	23	ハンガリー	18	18
アンゴラ	18	35	シリア	18	25	バングラデシュ	18	25
アンドラ	18	18	シンガポール	21	21	東ティモール	17	17
イスラエル	18	21	スウェーデン	18	18	フィンランド	18	18
イラク	18	30	スリナム	18	21	ブータン	21	25
イラン	18	(※1) 30	スリランカ	18	18	ブルガリア	18	21
インドネシア	17	(※2) 21	スロバキア	18	21	ブルキナファソ	18	21
ウガンダ	18	18	セーシェル	18	18	ベトナム	18	21
ウクライナ	18	21	赤道ギニア	18	25	ベナン	18	25
エクアドル	18	30	セネガル	18	25	ベネズエラ	18	21
エストニア	18	21	セルビア	18	18	ベルー	18	25
* エリトリア	-	-	セントクリストファー・ネイビス	18	21	ボツワナ	18	21
エルサルバドル	18	25	セントビンセント・グレナディーン	18	21	ボルトガル	18	18
ガーナ	18	21	* ソマリア	-	-	香港	18	21
ガイアナ	18	18	ソロモン諸島	18	21	ホンジュラス	18	21
* カタール	-	24	大韓民国	19	25	マーシャル諸島	18	21
カーボヴェルデ	18	18	台湾	20	23	マケドニア	18	18
カメルーン	20	23	タンザニア	18	21	マラウイ	18	21
ガンビア	18	21	チャド	18	25	マリ	18	21
ギニア	18	25	中央アフリカ	18	25	マルタ	18	18
ギニアビサウ	18	21	中華人民共和国	18	18	ミクロネシア	18	30
キプロス	18	25	* 朝鮮民主主義人民共和国	17	17	モーリシャス	18	18
キューバ	16	18	ツバル	18	21	モザンビーク	18	18
ギリシャ	18	25	デンマーク	18	18	モナコ	18	25
ギリバス	18	21	トーゴ	18	25	モルディブ	21	25
キルギス共和国	18	25	ドミニカ	18	21	モルドバ	18	18
グアテマラ	18	18	トルクメニスタン	18	25	モンゴル	18	25
クウェート	21	30	トルコ	18	30	モンテネグロ	18	18
グルジア	18	25	トンガ	21	21	ラオス	18	21
クロアチア	18	18	ナウル	20	20	ラトビア	18	21
ケニア	18	21	ニカラグア	16	21	リトアニア	18	25
コートジボワール	21	23	ニジェール	18	25	リビア	18	18
コスタリカ	18	21	ニュージーランド	18	18	リヒテンシュタイン	20	20
コモロ	18	30	ネパール	18	25	ルクセンブルク	18	18
* サウジアラビア	-	30	ノルウェー	18	18	レバノン	21	25
サモア	21	21						

※1 イランでは、被選挙権年齢は30歳以上75歳以下である。  
 ※2 インドネシアでは、結婚している者には年齢にかかわらず選挙権が与えられる。